

令和8年9月

会 員 各 位

新潟商工会議所
会 頭 廣 田 幹 人

熊本地震義援金のお願いについて

日頃より当商工会議所活動につきまして、格別なご支援を賜り心から感謝申し上げます。
さて、今年7月28日に発生しました「令和8年熊本地震」は、被災地域の経済に深刻な影響を及ぼしています。

このことに鑑み、日本商工会議所では被災事業者の事業再開および被災商工会議所の再建等を目的に、義援金募金を行うことといたしました。

そこで、当商工会議所といたしましても一日も早い復旧・復興を願い、会員の皆様に対しまして下記のとおり、義援金を募ることといたします。

会員各位におかれましては、趣旨にご賛同を賜り、ご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、この義援金募金は任意であり、強制するものではないことを申し添えます。

記

1. 金額の目安 1口 5,000円（できれば2口以上）

2. 寄附の方法 下記のいずれかの銀行口座にお振込みをお願いいたします。
なお、各行のご協力により、各行の本支店窓口における振込手数料は無料です。なお、ATM やインターネットバンキングなどからの振込については手数料がかかります。

口座番号 第四北越銀行 本店営業部 普通 No. 5 1 9 9 9 7 6

大光銀行 新潟支店 普通 No. 3 5 8 5 7 0 9

新潟信用金庫 本店 普通 No. 1 1 4 3 7 5 4

口座名 新潟商工会議所 熊本地震義援金口 会頭 廣田幹人

3. 寄附の期限 令和8年9月25日(金)までとさせていただきます。
この義援金は日本商工会議所を通じて、被災地商工会議所にお届けします。

4. 申込手順

事前に右記二次元コードを読み取り、お申し込みをお願いいたします。
その後、期限（9月25日）までに上記指定口座へお振込み願います。
領収書は、義援金振込の際の控えをもって代えさせていただきます。



5. 税法上の取扱いについて ※本義援金は寄附金税制上、「一般寄附金」の取扱いです。

＜法人の場合＞ 「一般寄附金」は、損金算入限度額を超える金額は損金不算入となります。

法人の場合、次の計算式で求められる限度額の範囲内で損金算入が認められます。

【損金算入限度額の計算式】※根拠法（条項）：法人税法第三十七条第一項

$(A \times \text{事業年度の月数} / 12 \times 2.5 / 1000 + B \times 2.5 / 100) \times 1 / 4 = \text{損金算入限度額}$

A：資本金等の金額＝期末資本金額＋資本準備金額

B：所得金額＝法人税申告書別表四 仮計の金額＋支出寄附金の額（注）

（注）所得金額は、支出した寄附金の額を損金に算入しないものとして計算する。

＜個人の場合＞ 所得控除されません（認められません）。

※根拠法（条項）：所得税法施行規則第四十七条の二3の控除対象に含まれない。

※ お問合せ先 新潟商工会議所 「熊本地震」義援金担当 総務課
電話025-290-4204 FAX025-290-4421